

## 児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案要綱

### 第一 目的

(第一条関係)

この法律は、通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険を軽減するため、交通安全をはじめとする児童の通学中における安全の確保（以下「児童の通学安全の確保」という。）に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会、児童通学安全交付金等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童の通学安全の確保に関する施策（以下「児童通学安全確保対策」という。）を推進し、もって児童が安全に通学することができる社会の実現に寄与することを目的とすること。

### 第二 定義

(第二条関係)

- 1 この法律において「児童通学交通安全区域」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の周辺の区域のうち、児童の通学中における交通安全の確保のため、その全域にわたって第七の2③イに掲げる交通の規制を行い、かつ、その全部又は一部の道路について第七の2③ロに掲げる交通

の規制を行うことが特に必要な区域として市町村児童通学安全計画において定める区域をいうこと。

2 この法律において「児童」とは、小学校に在学する者をいうこと。

3 この法律において「道路」とは、道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路（同法第七十五条の三に規定する高速自動車国道等及び道路運送法第二条第八項に規定する自動車道を除く。）をいうこと。

### 第三 国及び地方公共団体の責務等 （第三条関係）

1 国及び地方公共団体は、交通安全をはじめとする児童の通学中における安全があまねく全国において確保されるよう、それぞれの役割を踏まえ、児童通学安全確保対策を策定し、及び実施する責務を有すること。

2 国及び地方公共団体は、前項の責務を果たすため、必要な体制の整備を行うものとする。

### 第四 国民の責務 （第四条関係）

国民は、児童の通学安全の確保の重要性について理解を深めるとともに、国又は地方公共団体を実施する児童通学安全確保対策に協力するよう努めなければならないこと。

### 第五 基本指針 （第五条関係）

- 1 内閣総理大臣、国家公安委員会、国土交通大臣及び文部科学大臣（以下「主務大臣」という。）は、基本指針を定めなければならないこと。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、第六の1の基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。こと。
  - ① 児童の通学安全の確保の意義及び目標に関する事項
  - ② 児童通学安全確保対策に関する基本的な事項
  - ③ ①及び②に掲げるもののほか、児童通学安全確保対策の推進に関する重要事項
- 3 基本指針は、おおむね五年の間に集中的に施策が講ぜられるよう定めるものとする。こと。
- 4 主務大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。こと。
- 5 主務大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。こと。
- 6 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じた場合には、基本指針を変更しなければならない。こと。
- 7 4及び5は、6による基本指針の変更について準用すること。

## 第六 基本方針

(第六条関係)

- 1 市町村は、基本指針に即して、かつ、地域の実情に応じて、基本方針を定めなければならないこと。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。
  - ① 児童通学安全確保対策に関する基本的な事項
  - ② 市町村児童通学安全計画の作成に関する事項
  - ③ 第八による情報の集約、整理及び周知に関する事項
  - ④ 児童通学安全協議会が第九の2①、②及び⑤に掲げる事務を行うに当たって配慮すべき事項
  - ⑤ 児童通学安全協議会の組織及び運営に関する基本的な事項
  - ⑥ 第十の1の児童通学安全交付金事業計画の作成に関する基本的な事項
  - ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、児童通学安全確保対策の推進に関する重要事項
- 3 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ関係する道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第七の4において同じ。）及び都道府県公安委員会の意見を聴かななければならないこと。

- 4 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならないこと。
- 5 市町村は、情勢の推移により必要が生じた場合には、基本方針を変更しなければならないこと。
- 6 3及び4は、5による基本方針の変更について準用すること。

## 第七 市町村児童通学安全計画

(第七条関係)

- 1 市町村は、基本方針に基づいて、市町村児童通学安全計画を作成しなければならないこと。
- 2 市町村児童通学安全計画においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。
  - ① 市町村児童通学安全計画の目標
  - ② 児童通学交通安全区域を定める場合の当該児童通学交通安全区域の位置及び区域
  - ③ 児童通学交通安全区域において車両について行うイ及びロに掲げる交通の規制の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める内容
    - イ 三十キロメートル毎時以下とすることを基本とする最高速度の指定 最高速度（道路の区間ごとに最高速度を指定する場合の当該最高速度を含む。）その他の具体的内容
    - ロ 児童の通学する時間帯における通行の禁止又は制限 対象となる道路の区間、適用される日又は

時間その他の具体的内容

- ④ ③に掲げるもののほか、児童が通学のために通行する道路における交通の規制を行う場合の当該規制の種別、対象となる道路の区間又は場所その他必要な事項
- ⑤ 警察官による取締り及び交通巡視員その他これに準ずる者による指導に関する事項
- ⑥ ⑤に掲げるもののほか、児童の通学する時間帯において危険を回避させる等のための誘導又は巡回を行う場合の当該誘導又は巡回に関する事項
- ⑦ 児童が通学のために通行する道路について次に掲げる事業を行う場合の当該事業の対象となる道路の区間又は場所その他の具体的内容
  - イ 歩道の新設又は改築に関する事業
  - ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の設置に関する事業
  - ハ 車両の減速又は通行の阻止のために必要な工作物等の設置に関する事業
  - ニ 信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業
  - ホ イからニまでに掲げるもののほか、児童の通学安全の確保を目的とした道路又は工作物等の新設、

改築又は修繕に関する事業

⑧ 通行の障害となる物の除去その他の児童が通学のために通行する道路の維持に関する事業を行う場

合の当該事業の具体的内容

⑨ 緊急時における対処に関する事項

⑩ ③から⑨までに掲げるもののほか、児童の通学安全の確保に資する事業等を行う場合の当該事業等

の具体的内容

⑪ 計画期間

3 市町村は、市町村児童通学安全計画のうち2②から⑩までに掲げる事項については、児童通学安全協議会が作成する案に基づいて定めるものとする。

4 市町村は、市町村児童通学安全計画を作成しようとするときは、道路を管理する者（道路法による道路については、道路管理者。第九の3③において「道路の管理者」という。）、都道府県公安委員会その他の市町村児童通学安全計画に定めようとする事業等を実施すると見込まれる者と協議をしなければならないこと。

- 5 市町村は、市町村児童通学安全計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県及び児童通学安全協議会に、市町村児童通学安全計画を送付しなければならないこと。
- 6 市町村児童通学安全計画において2③から⑩までに掲げる事業等の実施主体として定められた者は、当該市町村児童通学安全計画に即して当該事業等を実施しなければならないこと。
- 7 市町村は、市町村児童通学安全計画の実施状況について、毎年度、公表するよう努めるとともに、主務大臣及び児童通学安全協議会に報告しなければならないこと。
- 8 市町村は、第九の2④による検証の結果を踏まえ、又は必要に応じて、市町村児童通学安全計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないこと。
- 9 3から5までは、8による市町村児童通学安全計画の変更について準用すること。

#### 第八 危険に関する情報の集約、整理及び周知

(第八条関係)

市町村は、第九の2①の安全点検により把握された児童の通学中における危険に関する情報の集約及び整理を行い、その結果を明らかにした図面の配布その他の方法によりこれを周知するものとする。

#### 第九 児童通学安全協議会

(第九条関係)



- 1 市町村は、当該市町村内に所在する小学校ごとに、児童通学安全協議会を組織するものとする。
- 2 児童通学安全協議会は、各小学校に係る児童通学安全確保対策に関し、次に掲げる事務を行うものとする。
  - ① 3②の小学校に在学する児童の通学中における危険に関する情報を把握するための安全点検を行うこと。
  - ② ①の安全点検の結果を踏まえて、市町村児童通学安全計画（当該児童通学安全確保対策に関する部分に限る。以下2において同じ。）又はその変更の案を作成すること。
  - ③ 市町村児童通学安全計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
  - ④ 毎年度、又は必要に応じて、市町村児童通学安全計画の実施状況を検証すること。
  - ⑤ 緊急時における連絡体制を整備すること。
- 3 児童通学安全協議会は、次に掲げる者をもって構成すること。
  - ① 市町村
  - ② 小学校

- ③ 道路の管理者、都道府県公安委員会その他の市町村児童通学安全計画に定めようとする事業等を実施すると見込まれる者
- ④ ②の小学校に在学する児童の保護者
- ⑤ 地域住民
- ⑥ 市町村児童通学安全計画に定めようとする事業等の対象となることが見込まれる道路をその事業のために通行する事業者、学識経験者その他の市町村が必要と認める者

4 児童通学安全協議会の構成員は、市町村に対し、児童通学安全協議会の開催を求めることができること。

5 児童通学安全協議会は、2①に掲げる事務を行うに当たっては、3②の小学校に在学する児童から必要な情報を収集し、その結果を踏まえてこれを行うものとする。

6 4及び5のほか、児童通学安全協議会の運営に関し必要な事項は、児童通学安全協議会が定めること。

## 第十 児童通学安全交付金

(第十条関係)

1 市町村は、単独で又は当該市町村の存する都道府県と共同して、市町村児童通学安全計画に基づく事

業等のうち児童通学安全交付金を充てて実施をしようとする事業等に関する計画（以下第十において「児童通学安全交付金事業計画」という。）を作成し、内閣総理大臣に提出することができること。

2 児童通学安全交付金事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

① 第七の2⑤から⑩までに掲げる事業等のうち児童通学安全交付金を充てて実施をしようとする事業等に関する事項

② 計画期間

3 市町村（市町村が当該市町村の存する都道府県と共同して児童通学安全交付金事業計画を作成する場合にあっては、市町村及び都道府県。4において同じ。）は、児童通学安全交付金事業計画を作成したときは、遅滞なくこれを公表するよう努めるものとする。

4 国は、市町村に対し、1により提出された児童通学安全交付金事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で児童通学安全交付金を交付することができること。

5 児童通学安全交付金を充てて行う事業等に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担

若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

6 1、4及び5に定めるもののほか、児童通学安全交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定めること。

## 第十一 啓発活動

(第十一条関係)

国及び地方公共団体は、自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る道路交通法第百八条の二第一項及び第二項に規定する講習その他あらゆる機会を通じて児童の通学安全の確保に関する啓発を行うよう努めるものとする。

## 第十二 研究開発の推進等

(第十二条関係)

国及び地方公共団体は、情報通信技術を活用して児童通学交通安全区域における交通の安全性を向上させるシステムに係る研究開発その他の児童の通学安全の確保に資するシステムの研究開発の推進及びその成果の普及のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第十三 附則

### 1 施行期日

(附則第一項関係)

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

## 2 検討

(附則第二項関係)

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して、児童通学安全確保対策の拡充、この法律に基づく施策により安全の確保が図られる者の範囲の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

## 3 その他所要の規定の整備を行うこと。